

学校いじめ防止基本方針

御殿場市立御殿場中学校

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められている。いじめを受けた子どもは心身ともに傷つくものであり、その大きさや深さは、本人でなければ実感できないものである。したがって、いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。また、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

以上の考えにより、本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」といじめ防止対策推進法第一章総則に定義されている。

いじめの具体的な行為や現われとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・性別や人種等の差別を受ける 等

3 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会（以下、委員会）>

構成員：校長、教頭、主幹教諭・教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭

<拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校教育相談員、御殿場警察署員

4 いじめ防止等のための対策

1) 情報交換

①主任会（生徒指導委員会）

毎週設定されている主任会又は生徒指導委員会において、各学年・学級等の様子を共有し、課題に対して対策を講じる。

構成員：校長、教頭、主幹教諭・教務主任、学年主任、養護教諭、県事務、（生徒指導主事、スクールカウンセラー）

②校内特別支援委員会・就学支援委員会

特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握を行い、関係機関との連携のもと、学校全

体でより適切な指導・支援をする。

構成員：校長、教頭、主幹教諭・教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、発達指導支援員

2) 人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・現実のいじめ現象を反映した資料の活用による道徳授業の充実、規範意識や集団のあり方、人権意識等について学習を深化させる。
- ・道徳教育推進教師を中心とし、人権をテーマとした授業研修を実施する。

②静岡県版 SEL の実施（学期に1回以上）

- ・特別活動・学級活動の時間を用いて、人と関わる力を体得させる。

③人権週間における人権学習の深化

- ・いじめ問題を取り上げ、日常の学校生活への振り返りを行う。（作文を書く活動等を実施）

④体験学習の充実

- ・心豊かな生徒の育成（福祉体験学習、キャリア教育等）

⑤学校行事の充実

- ・学校行事を通して、相手意識や仲間を大切にする気持ちを育む。

3) 子どもの自主的活動の場の設定

生徒会行事や学年行事、委員会活動や学級活動を通して、生徒が主体的に活動に取り組む場を設定し、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成の場となるようにし、問題行動やいじめ等の未然防止につなげる。

4) 保護者や地域への啓発

①保護者との情報の共有

- ・通信物、電話等の定期連絡および家庭訪問
- ・PTA理事会、PTA総会、学年懇談会での周知、報告。

②地域との連携

- ・学校だよりで情報の共有を図る。
- ・生徒の地域での様子で気になることを連絡をしていただく。

③学校評価による取組の改善

- ・保護者や地域からの意見を生かす。

5) いじめに関する教職員の研修

- ・定期的に取り組や報告を資料に研修を実施。
- ・朝の打ち合わせ等を活用し、いじめ等の報道記事について全員に伝達する。
- ・人権感覚を高め、生徒に対する適切な言葉掛け等の態度を養うための研修の実施。
- ・SNSやインターネット等を通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施。

6) いじめの早期発見・早期対応

①いじめアンケートの実施…年3回実施（6月・10月・1月）

- ・実施後集計し、集計結果を基に委員会で、対策を検討する。

②担任による教育相談の実施…年3回実施（6月・10月・1月）

- ・実施前に教育相談アンケートを実施（記名式）

③学校教育相談員による教育相談の実施

- ・学校教育相談員の活用と連携を行い、別室登校生徒へのサポートを図る。
- ・スクールカウンセラーによる「生徒理解（アセスメント）研修」の実施。

④保護者との情報の共有

- ・学校だより等を通じて、指導方針、情報提供等を心掛ける。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育を推進する。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する手立てを構ずる。

7) いじめに対する措置

- ①いじめの情報を受けた場合、直ちに委員会を開く。いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。
- ②いじめが確認された場合は、速やかに委員会を開き、情報を共有する。
- ③いじめられた生徒への配慮
 - ・いじめが犯罪行為として認められる場合、いじめられている生徒を徹底して守る観点から対応方針を検討する。
 - ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制を作る。
- ④いじめた児童・生徒への処置
 - ・速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。
 - ・いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ⑤いじめ解消後も再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ日常的に注意深く観察する。

8) 関係機関との連携

- ①いじめが起きた時の状況に応じて、次の関係機関等と協力する体制を確立しておく。
 - ・御殿場市教育委員会学校教育課
 - ・御殿場市子育て支援課
 - ・御殿場警察署生活安全課
 - ・東部児童相談所
 - ・民生委員、主任児童委員
 - ・医療機関等
- ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求める。

9) 重大事態への対処

- ①定義
 - 重大事態とは次のような場合をいう。
 - ・いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・欠席の原因がいじめであると認められ、子供が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき
 - ・子供や保護者から、いじめにより上記のような重大な被害が生じたという申立てがあったとき
- ②調査
 - 重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会（以下、市教委）に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
 - 調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。
- ③各対応
 - a 生徒対応（担当：生徒指導主事）
 - ・臨時全校集会等の開催
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談の充実を図る。
 - b 保護者対応（担当：教頭）
 - ・臨時保護者会の開催
 - ・学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に情報を提供する。
 - c 報道機関対応（担当：教頭）
 - ・学校で行った調査の状況について、適切に情報提供する。
 - d 警察対応（担当：教頭）
 - ・御殿場警察と触法行為に係わる事象について連携する。

10) 相談窓口

- ・御殿場中学校 0550-82-0356
- ・はればれダイヤル（御殿場市） 0550-82-8080
- ・教育相談ハロー電話「ともしび」（静岡県） 055-931-8686
- ・24時間子供SOSダイヤル（静岡県） 0120-0-78310

平成26年3月30日策定

平成29年3月1日改定

令和5年4月1日改定

令和8年4月1日改定